平成２２年（フ）第７９号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番１―203号
債務者　竹田　拓麻
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３号
北海道江別市東野幌町１番地の９　サーム野幌駅108号室
債務者　三鍋　健一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
札幌市豊平区中の島２条12丁目５番11号　ハイム中の島Ｂ―103号
債務者　今田　善隆
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番８―108号
債務者　北川　和子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４３号
札幌市西区二十四軒２条２丁目３番３号　サンシティハイツ13号
債務者　木戸　明子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９号
北海道千歳市文京１丁目２番地の６
債務者　黒瀬　リエ（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７号
札幌市東区北41条東７丁目２番23号　赤坂41―202号
債務者　中里真理子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９号
札幌市白石区北郷４条11丁目５番29号
債務者　朝烏　　学
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５号
札幌市白石区北郷３条７丁目10番15号　パルステージⅡ―201号
債務者　住谷美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０号
札幌市西区八軒２条西３丁目４番７号　グランドール八軒Ｂ―220号
債務者　手塚　絢子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８号
北海道砂川市東３条南３丁目２番19号　太田荘
債務者　石川圭一郎
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
青森県上北郡おいらせ町洋光台２丁目２番地13
債務者　立花　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２９号
群馬県高崎市新保田中町743番地１　ねぶた荘
債務者　大河原雅美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４５号
群馬県高崎市倉渕町川浦947番地４　梨子本ふるさと住宅Ｄ棟１号
債務者　鈴木　元気
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４９号
群馬県高崎市新町1745番地１　市住222号
債務者　悴田由香里（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５２号
群馬県高崎市下小鳥町48番地３　室岡マンションＢ―102号
債務者　乾　　淳子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足1440番地４
債務者　佐藤　　幸（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係